

乙三三号 エ、ヒュー、スペシメン、ヲフ、インジャン、ソングス(印
度歌類集) 壹冊 百十三葉

乙三三三号 ウクトリヤ サムラジヤム 壹冊 百五十五葉

乙三五号 エ、ブリーフ、アカウント、ヲフ、デ、タゴール、ハミレ

ー(タゴール家略傳) 壹冊 十七葉

乙三六号 公報及輿論

一 音樂略解

六冊

一 箏曲大意抄

五冊

一 糸の志良扁

壹冊

一 吾孀箏宇多

壹冊

一 唄ヒ本

四拾壹冊

合計百八拾四冊

[手書き]

(『往復書類、會計局ノ部』明治十三年二月〜十四年六月)

(1) Louis Plaidy (1810-1874) : Technical Studies for the Pianoforte.

(2) Friedrich Wieg (1785-1873) : Method of Piano-Forte. フリードリ

ヒ・ヴィークはクララ・シューマンの父。彼が娘クララのピアノ教育のために
作成した教則本の英語版である。

代價米金貳百弗 一箇ニ付五拾弗

内二個音樂取調所用 二個伶人所用

一、ビヲヲ

一箇

代價米金五拾弗 音樂取調所用

一、ビヲヲ

一箇

代價米金貳拾五弗 伶人所用

一、ビヲリンセロ

一箇

代價米金四拾五弗 音樂取調所用

一、ビヲリンセロ

一箇

代價米金貳拾弗 伶人所用

一、ダブルベース

一箇

代價米金三拾貳弗 伶人所用

一、ダブルベース

一箇

代價米金六拾弗 音樂取調所用

一、クラリヲネット

囊入

二箇

代價米金四拾弗 伶人所用

一、フルート

箱入

一箇

代價米金貳拾弗 伶人所用

(『往復書類、會計局ノ部』明治十三年二月〜十四年六月)

[手書き]

(二) 音樂取調掛における最初期の楽器状況

一、ピアノ

拾箇

一、ピアノ用腰掛

壹箇

このピアノはアメリカ、ボストンのチェッカリン社製のスクエア・ピ
アノである。明治十三年六月に備え付けられた。

一、ペーカル氏製バイオリン

四箇

以上の楽器は、明治十三年六月にメーソンがボストンのワシントン・
ストリート、百七十七番地トムソン・エンド・ラデル社へ注文し、翌十
四年二月に到着したものである。

和楽器については、次のような書類を提出して購入手続きを行った。

音樂取調入用樂器別紙目錄ノ如雅樂用樂器三管三鼓并俗樂樂器等御買上相成度就而者音樂取調トシテ出勤之者之内該樂器類豫テ手掛ケ品柄等心得候ニ付取調方申談候處中等之品ニテ概略代價金貳百九拾圓と相見積候右ニテ購求可相成哉此段相伺候也

目錄

雅樂用樂器

- 一 笙 壹
- 一 笛 壹
- 一 笛筒 壹
- 一 箏 壹
- 一 箏箱 壹
- 一 箏 壹
- 一 琵琶 壹
- 一 鞀鼓 壹
- 一 大鼓(大鼓) 壹
- 一 鉦鼓 壹

俗樂用樂器

- 一 琴 壹
- 一 琴柱 壹
- 一 琴糸 壹
- 一 三味線 壹
- 一 胡弓三味線 壹
- 一 弓并白壽 壹

右之通

〔回議書類〕明治十三年二月〜十五年六月上

〔手書き〕

(三) 音樂取調掛最初の入学者

音樂取調掛では六項から成る募集要項を、明治十三年六月七日付で會計局長へ提出した。

- 一、従前音樂(雅樂俗曲等)ニ習熟セシ者ニシテ西樂傳習志願ノ者當分三十名以下ヲ限り當所ニ入ルコトヲ許ス
- 一、右傳習人ハ一切自費ヲ以テ習學スル可シ尤モ別ニ授業料ヲ納ルヲ要セス
- 一、傳習科目ハ唱歌及奏樂ノ初歩トス 且樂器ハ當分ピアノ、オルガン、及ヴァイオリン等ト定ム
- 一、傳習ニ付要スル所ノ樂器、教科用具等ハ當掛所屬ノ品ヲ用ウベシ 尤生徒ノ爲ニ別段新調スルヲ要セス
- 一、傳習時間ハ毎日二時間以下タルベシ 但シ教師ニ對シテ別段報酬金等を要セス
- 一、傳習人入場ニ付テノ費用ハ薪炭等ノ如キ必需品ニ止リ其他費用ヲ要セス

同年十月に次の二十二名が入学を許された。

- 東京府華族 板倉種 満十八年
- 東京府士族中村清行長女 中村專 十七年九ヶ月